



# DISTINATION UTTAR PRADESH

Invest in BIDA

---

ウツタル プラデーシュ州の情報  
テクノロジーとスタートアップ政策  
2017-2022

## コンテンツ

はじめに.....	3
ビジョン、使命、目的.....	3
部門の先進的な取り組み.....	4
IT インフラストラクチャの開発.....	5
IT/ITeS 部門へのインセンティブ.....	8
スタートアップ促進のための奨励金 .....	12
用語集 .....	17

## 導入

情報分野におけるインドの成功

テクノロジー (IT) ソフトウェアおよび関連サービスは世界的に認められています。IT-BPM 産業は国の GDP に占める相対的シェアが最も高く、約 9.3% に貢献しています。

インドは世界第 3 位のスタートアップハブとなり、4,750 社以上のスタートアップが設立されています。

インドは、IT-BPM とスタートアップ環境の推進に向けて大きな進歩を続けています。

この方向に向けて、ウッタール プラデーシュ州は、IT-BPM 産業とスタートアップ エコシステムの成長に適した環境を作り出すインフラ開発、人的資本開発、効果的な政策手段に一貫して注力してきました。ウッタールプラデーシュ州の IT およびスタートアップ政策は、変化の大きな前兆としてテクノロジー セクターの潜在力を活用し、雇用創出、イノベーション、総合的な社会経済発展の恩恵を享受することを目的としています。

州政府は、これらの政策を現場に移すための積極的な取り組みと並行して、可能となる政策環境を構築することで、大きな変革を先導してきました。ウッタール プラデーシュ州は、ノイダとグレート ノイダの双子の都市をソフトウェアとスタートアップの主要拠点として開発しました。公平かつバランスの取れた方法で成長を拡大することで、第 2 級都市と第 3 級都市は、あらゆる面での開発イニシアチブから多大な恩恵を受けることができます。ラクナウでは、PPP モデルに基づいて最先端の IT シティが設立されています。さらに、アーグラ、メーラト、カンプール、ゴラクプール、バラナシ、バレーリーなどの都市に IT パークが設立されています。

イノベーションと起業家精神を育成し、若者を奨励することを目的としています。ウッタールプラデーシュ州から **become "Job creators" instead of "Job seekers,"** 国は賞賛に値する取り組みを行っている。UPベースの新興企業に限定して資金へのアクセスを提供するために、10億ルピーのウッタールプラデーシュ州スタートアップ基金が設立されています。インキュベーターは、IIT-Kanpur, IIT-BHU, IIM-Lucknow (ノイダ), KNIT Sultanpurなどの主要な機関で開発され、スタートアップ文化を人々に浸透させてきました。

若い起業家とイノベーター。想定されるのは、**country's biggest incubator**

インドのスタートアップ革命を活性化するためにウッタール プラデーシュ州に設立される。

デジタル・インドのビジョンと一致して、州政府は、e-District の下ですべての市民中心の政府サービスに単一ウィンドウを導入することで、ガバナンスとサービス提供の分野で飛躍的な進歩を遂げました。60,000 を超える CSC がG2C/B2C サービスを国民に提供しています。調達プロセスにおけるデジタル透明性の先駆けとして、電子入札という画期的な取り組みが政府の全省庁に導入されました。バーラト ネットの下では、2018 年までにウッタール プラデーシュ州中のすべての村が光ファイバー接続を通じて接続される予定です。

ビジネス改革を容易にすることで友好的なビジネス環境を確実に作り出すために、ウドヨグ・バンドウでは単一窓口の許可メカニズムが導入されました。さらに、UP IT & スタートアップポリシーに基づいて投資家、起業家、新興企業を指導し促進するために、UP Electronics Corporation Limited に専用のポリシー実施ユニットが設立されました。業界最高のコンサルタンต์である KPMG が、政策実施部門のパートナーとして採用されました。

## ビジョン、使命、目的

### ビジョン

"To 雇用の創出、起業家精神の促進、イノベーション、生活の質の向上に焦点を当て、ウッタール・プラデーシュ州の総合的な社会経済的発展のための手段としてITを開発する

"

### ミッション

国家の使命は次のとおりです。

- ウッタール・プラデーシュ州を有数の地域として発展させる IT/ITeS投資先

- 投資家、起業家、新興企業の成長に役立つ環境を作り出す
- ウットル・プラデーシュ州の若者に雇用機会を創出し、起業家精神を育成する
- テクノロジーの効果的な使用を可能にすることで、州全体で公平でバランスのとれた成長を生み出す

## 目的

- 親しみやすく、ビジネスフレンドリーで進歩的な改革、取り組み、独自の価値提案を提供することにより、UP で魅力的なビジネスエコシステムを開発および促進する

- ITを活用した人材育成とインフラ整備の推進

## 都市、ITパーク、IT-BPMユニット

- To スタートアップ企業に推進力を与えることで、起業家精神とイノベーションを植え付け、育みます。インキュベーター、センター オブ エクセレンス
- 市民中心のサービスの創出を通じてデジタルエンパワーメントを主導し、社会のあらゆる部門にわたって福祉を生み出す

## 部門の先進的な取り組み

CM ヘルプライン: CM ヘルプラインは、市民の懸念、問題、苦情にできるだけ短期間で対処するために積極的に市民に連絡を取る取り組みです。さらに、このヘルプラインは、さまざまな政府部門が州民に提供するサービスの透明性を確保します。

電子入札: すべての部門にわたる電子入札の導入により、調達プロセスが完全に透明化されました。この改革は、政府と民間の関係者に公平性、説明責任、健全な競争をもたらします。

IT シティ: ラクナウの 100 エーカー以上の土地に最先端の IT シティが建設されました。このプロジェクトには1500億ルピー相当の投資が予定されており、7万5000人に雇用を提供することを目指しています。これは徒歩通勤モデルに基づいています。土地の 60% がコアエリアの活動に割り当てられ、40% が中核エリアの活動に割り当てられます。

土地は非中核的な活動のために指定されています。

IT パーク: IT パークは、ティア II およびティア III 都市での雇用の道を促進するために、アングラ、メーラト、ゴラクプール、カンプール、ラクナウ、バラナシ、バレーリーなどに設立されています。これらは州の IT 輸出の大幅な促進に貢献しています。ウットル・プラデーシュ州のITパークを促進するために、別のガイドラインがリリースされる予定です。

インキュベーター: イノベーションと起業家精神を育むことを目的として、州政府は IIT-Kanpur、IIT-BHU、IIM- Lucknow (ノイダ)、KNIT Sultanpur などの主要機関と協力してインキュベーターを設立しました。

## The country's biggest Incubator

ウットル・プラデーシュ州に設立されることが想定されています。

市民サービスの提供: 電子サービスの提供  
サービスはインターネットを通じて行われており、  
共通サービスの配達店舗など  
ヤン・セヴァ・ケンドラ、ロクヴァニ、e-Suvidhaなど。

MMP: 電子地区、CCTNS (犯罪および犯罪追跡ネットワークおよびシステム) などの MMP (ミッション モード プロジェクト)、およびパンチャヤティ ラージ省のプロジェクト、商業税、食料および民需品は成功裡に実施されています。

Bharat Net: 州政府は、National Knowledge Network (NKN) フレームワークに加えて Bharat Net を活用することで、州全体のコミュニケーションと接続性の向上に積極的な役割を果たしています。既存の UPSWAN 接続は、BharatNet を通じて Gram Panchayats まで拡張されます。

SDC2.0: ISO 27001 認証を取得した UPSDC (州データセンター) が中核として設立されました

パブリック ドメイン情報を 24 時間 365 日使用できるように州政府  
がリンクされているデータ リポジトリ。集中型グリーン データ セン  
ター (SDC 2.0) が計画されています。

cloud ready and based on “Pay as per Use”  
モデル。

電子オフィス:業務効率の向上、所要時間の短縮、国務省の透明性と  
説明責任の強化を目的として、国務省全体で電子オフィスが導入さ  
れています。

電子ガバナンス センター:電子ガバナンス センター (CeG)/州電子ガバ  
ナンス ミッション チーム (SeMT) は、州におけるIT/電子ガバナンスイニシア  
ティブの実装のための結節団体です。 CeG/SeMTの連携

というビジョンに沿って、各部門が連携して新たな取り組みを進めて  
いきます。

ウツタルプラデーシュ州政府。

インド BPO 推進計画:政府はインド BPO 推進計画に基づいて BPO 部門  
の設立を推進しています。

州政府は、この制度に基づく追加の資本支援とインセンティブをUP州のBPO  
に拡大するものとします。

m-governance:政府は、モバイルベースのアプリケーションと市民サービスの  
構築を通じて、政府サービス全体で m-Governance を推進するものとします。  
各種モバイル

m-Sehat,m-Swasthya、  
UPOne,UP-BUS などは州政府によって開発および実装されています。

Wi-Fi:州政府は、指定された公共の場所、教育機関、観光地、ビジネス  
の中心地などで、州全体で段階的に Wi-Fi を有効にすることを保証  
するものとします。

サイバーセキュリティ:サイバー攻撃やサイバー犯罪の増加に伴い、サイバー  
セキュリティの課題に対処することが不可欠になっています。州政府は、この  
分野のトレーニングを実施し、専任のサイバーセキュリティ部門を編成する  
予定です。また、専用の

サイバーセキュリティ政策は次のように組み立てられます。  
**strengthen state’s efforts.**

デジタル決済:インド政府はデジタル決済オプションを推進してい  
ます。  
an integral part of Government’s strategy to  
インドをキャッシュレス経済に変える。  
ウツタル・プラデーシュ州は、312 の目標を達成する  
ために、IT の準備、決済インフラストラクチャー、能力  
開発など、大規模な改革に取り組む予定です。  
**achieve state’s digital payment tar**  
億の取引。

## ITインフラ整備

ITシティ・ITパークの推進

「最先端」のIT都市の構築や優れたITインフラ整備の創出・改善

IT/ITeSに「すぐに入居できる」インフラストラクチャ施設を推進するた  
めの IT パーク

単位。 IT パークの開発を促進するために、6 つのモデルが特定され  
ており、個別のガイドラインがリリースされる予定です。

ITパーク設立の開発モデル

- 開発庁はITを開発するかもしれない  
自己資金を投入した公園や、  
リソース。
- 開発庁はインドのソフトウェア・テクノロジー・パーク  
(STPI)の下でITパークを開発する可能性がある  
  
STPIと連携したスキーム。
- 開発庁は、官民パートナーシップ (PPP) に基づいて、設計、建  
設、財務運営、移転に関する IT パーク(DBFOT) を開発する場  
合があります。
- 開発庁と民間部門は、2013 年会社法に基づいて共同出資会社  
または SPV を設立し、IT パークの設計、開発、資金調達、建設、  
運営、維持を行うことができます。
- 開発庁は、IT パークを開発することができる。

IIT, IIM, または同等の機関などの州の主要機関。

- 開発庁は、入札プロセスを通じて選ばれた民間投資家/開発者と協力して IT パークを開発する場合があります。

#### 情報技術投資 地域 (ITIR)

IT/ITeS/電子ハードウェア製造 (EHM) 業界への投資を促進するために、政府はインド政府は 2008 年 ITIR ポリシーを通知しました。

州政府は中央政府とともに、州における ITIR の設立において協力的な役割を果たすものとする。

現在、ウッタルプラデーシュ州政府は、アーグラ・ラクナウ高速道路沿いに情報技術投資地域 (ITIR) を開発することを提案しています。

IT/ITeS に対する  
インセンティブ  
セクタ

## IT/ITeS分野への奨励金

以下のような特典が用意されています  
ウツタルプラデーシュ州全域の IT/ITeS ユニット

### 1: 財政的インセンティブ

#### 1.1: 利子補給

- 指定銀行/金融機関からの融資に対して支払われる利率に対して、年 5% の利子補助金が付与されます。

7 年間の教育機関には、ユニットごとに年間最大 10 億ルピーの払い戻しが行われます。

#### 1.2: 印紙税

- 3年以内の事業開始を条件に、IT/ITeS用の土地・オフィススペース・建物の購入・賃貸にかかる印紙税を100%免除

#### 1.3: 電気義務

- 商業運転開始後 10 年間、新しい IT/ITeS ユニットの電気料金を 100% 償還

#### 1.4: 認定に対するインセンティブ

- 発生した費用の払い戻し  
州内で事業を展開し、品質および能力などの IT 関連認証の取得に成功している IT/ITeS 会社

成熟度モデル (CMM) レベル 2 以上、  
セキュリティに関する ISO 27001、サービス管理用語に関する ISO 20000、COPC、最大の eSCM 認証

3 つの認定の払い戻しは、1 ユニットあたり合計 250 万ルピーを上限とします。この分野に関連する同様の認定も随時含まれます。

#### 1.5: 雇用創出のためのEPFに対する助成金

- EPF 総額の 100% 償還  
IT/ITeS プロフェSSIONALに支払われた金額  
ウツタル プラデーシュ州に居住し、雇用開始後 1 年間の継続雇用がある

商業運転の場合、1 ユニットあたり 5 年間で年間最大 200 万ルピーが適用されます。

### 1.6採用支援

- 最低 6 か月の継続雇用と、国内で少なくとも 50 人の学生を年間採用することを条件として、第 2 級都市および第 3 級都市に居住する従業員 1 人あたり、採用補助@INR20,000

UPベースの大学から採用されたIT-BPMの分野。

### 1.7特許出願費用

- 研究開発を促進するため、取得された特許の実際の出願費用の最大 100% が払い戻されます。ただし、国内特許の場合は最大 500,000 インドルピー、国際特許の場合は最大 10,000,000 インドルピーが適用されます。

## 2: その他のインセンティブ

### 2.1: 土地の引当金

- 土地代の最大 25% を従業員 1 人あたり INR 15,000 で払い戻し、土地 1 エーカーあたり最低 200 人に雇用を提供します。雇用期間は継続して1年間とさせていただきます。この償還は、政府機関からの土地を一般的な部門レートで購入する際に IT/ITeSunits に与えられるものとします。

このレポートは国家予算から補填されることになる。

- 容積率(FAR): FAR 3および1  
(当時普及していた建築条例に従って購入可能)

ITシティとITパークを含むIT/ITeSユニット

- 最小 20 人、最大 50 人を雇用するIT/BPO ユニットは、マスタープランや土地利用分類に関係なく、公共の場所、半公共施設、交通と輸送、公園と広場を除いて、どこにでも設立することが許可されます。、緑地帯と農地の利用。



### 3: ケースごとのインセンティブ

- 促進のため、ティア II **‘Ready to Move In’ facility:** およびティア III 都市で 5 エーカーを超える IT パークを設立した開発者には、ケースバイケースでインセンティブが与えられます。
- IT/ITeS メガユニット投資の場合: ケースバイケースで提供されるインセンティブは、利子補給、印紙税免除、EPF償還、採用支援、土地代償還などの形となります。

金銭的インセンティブの上限は、国家内閣の承認を条件として、権限委員会の勧告に基づいて緩和される場合があります。

- メガプロジェクトに対してケースバイケースで提供されるインセンティブは、次の枠組みに基づいて適用されます。

最低限の資格要件		
カテゴリー	ティア I	ティア II / ティア III
メガ	への投資 1億ルピーから2億ルピーの範囲  または  2500人以上の雇用  労働者	への投資 50億ルピーから1億ルピーの範囲  または  雇用数1000名以上  労働者
メガ プラス	さらに投資 Rsよりも200 数千億  または  5000人以上の雇用  労働者	投資 Rsよりも100億  または  雇用数2000人以上  労働者

### 4: 非財政的インセンティブ

- IT/ITeS 産業向けの 25 KVA を超える容量の発電セットの場合を除き、UP 公害防止法の範囲から免除されます。
- IT/ITeS 産業は、特定の苦情に起因する検査を除き、以下の法律およびそこに定められた規則に基づく検査から免除されます。この規定に基づいて、ユニットは5年に1回のみ検査を受けることができます。
- IT/ITeS industry は、以下の規定の形式で自己証明書を提出することが許可されています (随時修正される場合があります)。

I.工場法

II.出産手当金法

III.店舗法

IV.請負労働 (規制・廃止)法

V.賃金支払法

VI.最低賃金法

VII.職業取引 (求人強制通知)法

#### 4.1: 24 時間 365 日の運用

- IT および ITES 企業に対する24 時間 365 日の操業 (3 交代勤務) と 3 交代勤務すべてにおける女性の雇用の許可

#### 4.2: 工業関税の適用範囲

- 産業用電力料金はすべての IT/ITeS ユニットの適用されます

## 5: MSME IT/ITeS ユニットへの追加インセンティブ

### 5.1: リース/レンタルスペースのリポート

- IT都市/ITのリース/レンタルスペースを利用して運営される州内に設立されたMSME IT/ITeSユニットのスペースのリース/レンタル料金の最大25%の払い戻し

公園または通知された場所は、3年間、年間100万ルピーを上限に、

MSME IT/ITeS ユニット (日付以降)  
業務の開始。

コマーシャル

### 5.2: 電力補助金

- MSME IT/ITeS ユニットは、商用開始日から3年間、電気料金の25%の補助金を受けることができます。

の

の最大制限の対象となる操作  
300万ルピー

## 6: Bundelkhand に対する特別なインセンティブ/ プアヴァンシャル地域

上記のインセンティブに加えて、

上、ブンデルカンドの IT/ITeS/BPO ユニット /

Poorvanchal 地域は、以下に示す追加のインセンティブを受ける資格もあります。

### 6.1: リース/レンタルスペースのリポート

- ブンデルカント州に設立されたIT/ITeS/BPO ユニット用のスペースのリース/レンタル料金の最大50%を払い戻します。

IT都市/ITパーク、または通知された場所のリース/レンタルスペースで運営されている貧困地域は、商業運営開始日から3年間、年間最大200万インドルピーの制限を受ける資格があります。

### 6.2: 電力補助金

- IT/ITeS/BPO ユニットは、商業運転開始日から3年間、最大500万ルピーを上限として、電気料金の50%の補助金を受けることができます。

## 6.3: インドの BPO 推進スキーム

- 州政府は、以下のすべての議席に発生する資本支出の50%に相当する資本支援を提供するものとします。

インドBPO推進

## 7: デジタルウツタルブラデーシュ州サミット

- 強固なエコシステムを構築するために  
IT/ITeS sector, an annual event "Digital  
ウツタル・ブラデーシュ州サミット " shall be  
整頓された。これは、州内のデジタルエコシステムを活性化するための重要な関係者間の対話、検討、協力のためのプラットフォームとなります。

ウツタルブラデーシュ州政府は、

UP ベースの IT/ITeS ユニットをデジタル ウツタル ブラデーシュ  
サミットへの参加を促進します。

## 8: 登録証明書

- IT / ITeS ユニットには、ポリシーに基づく特典およびインセンティブを利用するため、Nodal Agency から登録証明書が与えられるものとします。証明書は、ノード機関/政策実施ユニットによるデューデリジェンスの後に、インセンティブが迅速かつタイムリーに支払われることを保証するものとします。

インセンティブ  
スタート用-  
UPS

## スタートアップ促進に対する奨励金

8 ウットル プラデーシュ州のスタートアップ文化と起業家精神を促進するためのウットル プラデーシュ州でのスタート (START-IN-UP)

ウットル プラデーシュ州のスタートアップ政策は、  
“START IN UP”, to nurture startup culture  
INFUSE モデル (INCubators FUND of FUNds Startup  
Entrepreneurs) を使用します。政府は、UP ベースのスタートアップに資金を提供するインキュベーター、スタートアップ、投資家にさまざまなインセンティブを提供するものとします。

### IN - インキュベーター

#### 8.1: インキュベーターに対するインセンティブ:

- 州政府は、ウットル プラデーシュ州のすべての地区にインキュベーターを設置するというビジョンを持ってインキュベーターの設立を推進するものとする。国は発展を目指している

country's largest Incubator in state's  
首都ラクナウ。

- 政府および民間の技術機関、経営機関、研究開発機関、組織/非営利組織/企業/業界団体などのホスト機関、または PPP モードを通じて、ウットル プラデーシュ州にインキュベーターまたはアクセラレーターを設立することが奨励されます。

- 受入研究機関の選択は、期限後、ケースバイケースで行われるものとします。  
勤勉。
- さらに、州政府は、インキュベーションおよびスタートアップ分野で豊富な経験と強力な能力を持つリード・インキュベーター (Navratnas) を表彰するものとします。州政府は、ウットル プラデーシュ州にインキュベーターを設立しようとする他のインキュベーター/研究所を指導し、指導し、仲介するために、かかるリード・インキュベーターと覚書を締結するものとする。

インキュベーター/アクセラレーターの設立には、次のインセンティブが利用できます。

- 資本助成: 技術インフラストラクチャの設立に対する資本助成は、

政府のホスト機関の場合は最大 75%、その他のホスト機関の場合は 50% が払い戻されますが、上限は 10 億ルピーです。既存のインキュベーター/アクセラレーターをスケールアップするホスト機関にも同じ制限が適用されます。助成金の増額が必要な場合は、権限を与えられた委員会がケースバイケースで決定するものとします。

- 運営支出: インキュベーター/アクセラレーターの運営における運営支出の不足を補う、5 年間、年間最大 INR 500 万の財政支援。

- リース/レンタル スペースのリベート: インキュベーター/アクセラレーターが運営するスペースのリース/レンタル料金の最大 25% を、5 年間またはインキュベーターが終了するまで、年間最大 100 万ルピーの払い戻しを受けることができます。どちらか早いほうが自立可能です。

- 支払われた印紙税の払い戻しと  
登録料: インキュベーター/アクセラレーターは、最初の取引における土地およびオフィススペースの販売/リース/譲渡の際に支払われた印紙税および登録料の 100% の払い戻しを受けることができます。

- 電気料金の払い戻し: 電気料金の 100% が 5 年間インキュベーター/アクセラレーターに払い戻されます。

- メンターシップ支援: メンター 1 人あたり 200 万ルピーのメンターシップ支援が、インキュベーター/アクセラレーターに関連付けられたメンターに与えられます。この支援は

コーチング、ガイド、旅費、宿泊費などにかかる費用をカバーするために与えられるものとします。さらに、コーチも任命されます。これらの指導を受けるのは、州の地元の生態系についてより深い知識を持った指導者となるでしょう。

- 専門家の育成:州政府は、会計、法律、財務、投資、マーケティングなどの多様な分野の専門家を育成し、新興企業/インキュベーターにそのようなサービスを提供するものとします。

#### 中核的研究拠点

#### 8.2: 保育者に対するインセンティブ:

- ウツタル プラデーシュ州政府は、センター オブ エクセレンス (CoE)の形で世界クラスのインフラストラクチャを構築することを構想しています。  
CoE は、インキュベーションにおける成熟度と経験、研究開発の模範的な基準を備え、起業家精神を育成するためのベストプラクティスを促進するものとします。
- CoE は、次のような重点分野を推進します。  
ビッグデータ、クラウドコンピューティング、インターネットモノ (IoT)、機械学習、人工インテリジェンス、サイバーセキュリティ、クリーンテクノロジー、教育テクノロジー、アグリテクノロジー、ヘルステクノロジー、その他の社会的または国家的に重要な分野
- 政府機関や政府機関などのホスト機関  
プライベート技術、管理、研究開発  
研究所、団体 / 非営利団体  
組織・法人・業界  
アソシエーションまたはスルー PPP モードで CoE を確立できる
- ウツタル・プラデーシュ州政府は、最長 5 年間、CoE に対して最大 100 億ルピーを助成金 (資本および運営支出をカバー) の形で財政支援を提供するものとします。 CoE は 5 年末までに自立できるようになることが期待されています

年

- CoE の設定の承認は、権限付与の決定を条件とします。資金/インセンティブのリリース **Committee'**

政府による決定は彼らのパフォーマンスに依存します。

#### FU - ファンド・オブ・ファンズ

#### 8.3: UP政府による資金へのアクセス

- ウツタル プラデーシュ州政府は、ウツタル プラデーシュ州の新興企業に資金へのアクセスを提供するために、1000 億ルピーのスタートアップ基金を設立するものとします。
- ファンドはファンド・オブ・ファンズの形態をとるものとします。このモデルでは、ファンドは新興企業に直接投資されず、SEBI が承認した投資家に参加します。
- あるいは、ファンドは新興企業に直接投資されるものではなく、  
**shall make investment in "Daughter Funds," which would invest in startups**  
ウツタルプラデーシュ州のあらゆる分野で革新的なアイデアを推進
- ウツタルプラデーシュ州政府は、  
〜に少数派の参加を得る  
ドーターファンド、最大 25% のリミテッドパートナーとなる
- 基金は専門的に管理され、州政府から付与された UP スタートアップ基金を管理するファンドマネージャーが指名/任命されます。

#### SE - スタートアップ起業家

#### 8.4: 新興企業および起業家に対するインセンティブ

##### スタートアップの定義

事業体は、以下の条件を満たす場合、スタートアップとみなされます。

- エンティティはウツタルに登録する必要があります  
プラデーシュ州
- 事業体は、インド政府の定義に従ってスタートアップを定義する条件を満たさなければなりません。通知番号 2 を参照してください。 GSR 501 (E) 2017 年 5 月 23 日付け、随時修正

注: その他の条件は、当社が決定するものとします。  
ウツタル・プラデーシュ州政府

## スタートアップの領域

スタートアップ企業はあらゆる分野（農業、健康、教育、IoT、3D プリンティング、ビッグデータなど）にわたって取り組む権利があり、テクノロジーによってサポートされるべきです。

上記の条件を満たし、UP ベースのインキュベーターでインキュベートされているスタートアップ企業/

アクセラレーター/CoE は次のインセンティブを受ける資格があります。

- アイデア段階:スタートアップ企業には、アイデア段階で 1 年間、月額 15,000 インドルピーの維持手当が提供されます。
- パイロット段階: スタートアップ企業には、プロトタイプ製品/サービスをパイロット段階で市場に投入するために、最大 100 万ルピーのマーケティング/商品化支援が提供されます。
- 特許出願費用:特許出願の出願および審査にかかる費用は、インドで取得された特許1件につき20 万ルピー、外国で取得された特許1件につき100 万ルピーの制限に従って、育成された新興企業に払い戻されます。

### 8.5: 新興企業およびインキュベーターに対する非財政的インセンティブ

州内の新興企業およびインキュベーターは自己認証を提出することが許可され、そのような企業は、以下の法律および規則に基づく所定の形式で、操業開始から最初の 3 年間の検査が免除されます (随時修正される可能性があります)。特定の苦情に起因する検査を除いて、そこでは検査が行われません。

私。工場法

ii. 出産手当金法

iii. 店舗法

iv. 請負労働 (規制) 廃止法

v. 賃金支払法

vi. 最低賃金法

## vii. 職業取引 (求人) 強制通知法

- 適用される労働法に規定されている必要な福利厚生および健康上のアメニティを提供することに加えて、従業員の安全とセキュリティに関して規定の予防措置を講じることを条件として、新興企業向けに女性が夜間に働く3交代勤務の許可が得られるものとする。所轄官庁から必要な承認を得る

- スタートアップ企業は、会議室/会議室/研究開発施設などの共有スペースにアクセスする権利も与えられます。

ウツタルのさまざまな場所にあるインキュベーター/アクセラレーター/CoE  
ブラデシュ州

### 8.6: ウツタル・ブラデーシュ州の新興企業メラとUP アーヴィシュカール・プラスカール

- ウツタル・ブラデーシュ州政府は四半期ごとにスタートアップ・メラを組織し、州政府/省庁/機関/組織などの問題提起 (日常的に直面している課題) に対する革新的な解決策を提供するようスタートアップ企業を招待する。

- Start-up Mela の目的は、学生や起業家を州や国家の発展プロセスに参加させることです。

さらに、彼らの起業家精神に火をつけ、育成することも目的としています。

- 選ばれたスタートアップ企業には賞が授与されます  
UP Aavishkaar Puraskar は、期限内に関連部門にソリューションを導入するために最大 5000 万ルピーの資金提供を行います

マナー

- 選択された新興企業のパフォーマンスは、関係する州政府/部門/機関/組織によって継続的に評価されるものとします。

- 選ばれたスタートアップ企業は、2年間の無料インキュベーションサポートを受ける資格も得られます。

インキュベーター/アクセラレーター/CoE がサポート  
UP Startup下の州政府  
ポリシー

### 8.7: その他のプロモーションサポート

- ウットル プラデーシュ州政府は、スタートアップ環境を促進するために、スタートアップ チャレンジ、ハッカソン、ブートキャンプ、ワークショップ、ビジネス プランコンテスト、コンクラーベ、カンファレンスなどを組織し、促進するものとします。

- ウットル・プラデーシュ州は、国内外のイベントへの参加を通じて起業家に優しい目的地として宣伝され、そのようなイベントへの地元新興企業の参加を後援するものとする。

- 政府は、そのようなフォーラムへの組織/参加に対して、スタートアップ企業ごとに最大 50,000 インドルピーを条件としてスポンサーシップ支援を提供するものとします。

- さらに、スタートアップ企業は、会議室/会議室/会議室などの共有スペースにアクセスすることも奨励されます。

インキュベーターの研究開発施設等/  
ウットル プラデーシュ州のさまざまな場所にあるアクセラレータ/  
CoE。のために  
この目的で、スタートアップ スマート カードが発行される場合があります。

注: UP 政府は、中央政府と整合するように UP Start-up Policy の変更を  
随時採用し、通知するものとします。

### 8: 政策実施部門

- 政策実施ユニット (PIU)は、IT・エレクトロニクス省首席秘書官の議長の下に設置されるものとする。政策実施ユニットは事項について決定を下すものとする

スタートアップ、インキュベーター、ベンチャーキャピタリスト、

スタートアップコーパスファンド、IT/ITeSユニット。PIUは、IT/ITeS 部門、インキュベーター/アクセラレーター/CoE に適用されるインセンティブの推奨と承認を提供する責任を負います。

ウットル プラデーシュ州のスタートアップなど。それは彼らの苦情をタイムリーに是正し、必要な指導と支援を促進するものとします。PIUレベルで決定が解決できない場合には、事務局長が委員長を務める権限委員会に諮られるものとする。

- PIU は、5 年間のウットル プラデーシュ州の IT およびスタートアップ政策の実施に関する政策実施ユニット委員会/権限委譲委員会へのフィードバックを実施、サポート、監視し、フィードバックを提供するために、アウトソーシング ベースで任命されたコンサルタントで構成されます。

PIU のその他の主な責任には、潜在的な投資家への促進、政府関係者との連絡、業界、業界団体、起業家および新興企業との関わり、政策のブランディングとマーケティングが含まれます。

注: IT & エレクトロニクス省は、IT/ITeS ユニット、スタートアップ、インキュベーター/アクセラレーター/CoE を促進し、州内のホスト機関を奨励するノード機関を指名するものとします。UP IT・スタートアップ政策の実施の結節機関となる

### 9: 権限を与えられた委員会

- 州レベルの権限を与えられた委員会は、長官が委員長を務め、UP IT およびスタートアップ政策の策定を監督し、その実施を監視するものとする。この委員会は、特に、APC、IIDC、IT&E、財務、計画、MSME、商業税、エネルギー、運輸、歳入、住宅、および必要に応じてその他の部門の首席秘書官で構成されません。

- 権限委譲委員会は、IT シティ/IT パーク/メガ開発のため、ケースバイケースで投資の推奨/承認を行うものとしてします。

投資/ インキュベーター / アクセラレーター /

CoEは、ファンド・オブ・ファンズの設定、投資家や新興企業などの苦情救済のため、部門間の調整をもたらします。

- UP IT およびスタートアップポリシーに基づく金銭的インセンティブの上限は、政府の勧告に基づいて緩和される可能性があります。

権限を与えられた委員会

### 保険期間

このポリシーは、通知日から5年間有効です。これは、UP ITポリシー 2012 および UP IT & スタートアップ ポリシー 2016を含む以前の IT ポリシーに代わるものです。



## 用語集

## 1. “IT Industry” IT ハードウェアと

IT/ITeS 部門/企業。IT 部門/企業には IT アプリケーション、ソフトウェア、IT サービスが含まれ、IT イネーブルド サービスには BPO/ KPO/ コンサルティング/アニメーション/人工知能/ゲームおよびその他の知識産業部門が含まれます。

2.ソフトウェア サービスには次のものが含まれます。

- **Application software**
- **Operating system**
- **Middleware/Firmware**
- **Any component level development of the** 上記のソフトウェア。
- **Design and Quality assurance work for** これらのソフトウェア。
- **System integration work/components for** ソフトウェア。
- **Any** ローカリゼーションと SCM は、ソフトウェア。
- **Extension development (modules outside** メインソフトウェア)。

3. “IT” is defined as any service which results 価値を実現するために、IT 製品システムを介してあらゆる IT ソフトウェアを使用することはありません。 addition.

Information Technology services include:

- **Application software**
- **Internet Service Provider**
- **E-mail Service Provider**
- **World wide web Service Provider**
- **E-commerce and content development**
- **Electronic Data Interchange (EDI) Services**
- **Video conferencing**
- **V-SAT, ISDN services**
- **Electronic Data Centre activities**

4. “IT 対応サービスには、医療転記、法的データベース処理、IT、教育およびトレーニング、法的プロセスのアウトソーシング、IPR サービス、デジタルコンテンツ開発 / アニメーションなどの幅広いビジネス セグメントに通信ネットワークまたはインターネットを介して提供されるプロセスとサービスが含まれます。、リモートメンテナンス、バックオフィス業務、会計/財務サービス、電子、医療、健康コンサルティング、バイオインフォマティクス、データ処理、コールセンターなど。

ITeS には以下が含まれますが、これらに限定されません。

- BPM(ビジネスプロセス管理)
  - 顧客対話サービス (コール/コンタクト センター、電子メール ヘルプデスクなど) エンジニアリングおよび設計 バック オフィス処理 財務
  - および会計 (リモートで提供)
  - 
  - 
  - 保険金請求処理 (リモートで提供)
  - 
  - 人事サービス (リモートで提供)
  - Webサイト構築・保守サービス データ検索・統合・分析 ネットワークコンサルティング
  - グ・運営 遠隔教育アニメ (遠隔提供)
  - 
  - 
  - ゲーム市場調
  - 査 (遠隔実施)
  - 翻訳、転写、ローカリゼーション (リモートで提供)
  - 
  - コンサルティング (リモートで提供): IT 部門ERP エンタープライズ リソース
  - プランニング (SAP, Oracle など)
  - CRM 顧客関係管理MRM- マーケティング管理 テクニカル サポート ビジネス システムとプロセス データ処理システム リソースの統合とカスタマイズ。
  - 
  - 
  - 
  - システム改修サービス システム設計・設計 コールセンター :音声 - 受信・送信両方 データ - 受信・送信両方
  - 
  - 
  - 
  - ソフトウェア拡張機能の開発
  - IT設備管理 (遠隔提供含む)
- 5.都市の分類Tier I ノイダ、グレータ
- — ノイダTier II - ラクナウ、アーグラ、カーン
  - ンブール、アラハバード、メーラト、バラナシ、および人口 20 人以上のその他の都市

特にヤムナ高速道路地域を含む数十万人。

- TierIII - 人口が200 万未満の都市。

6. MSME -年間売上高が最大 25 Cr までの中小企業 IT/ITeS 部門。

IT/ITES 企業の性質上、他の分野に比べて投資額が比較的低くなります。したがって、定義はMSME、GoIの定義から変更され、企業の規模は収益によって決まります。

## 7.州政府機関

- Development Authorities
- Housing Boards
- Lucknow Industrial Development Authority (リダ)
- UPSIDC
- Other State Institutions notified by the 政府

8.スタートアップ:事業体は、インド政府によって定義された条件を満たす場合にスタートアップとみなされます。通知番号 8 を参照してください。

GSR 501 (E) 2017 年 5 月 23 日付け (随時修正される可能性があります)

条件は次のとおりです。

a)非公開有限会社として設立されている場合 (2013 年会社法に定義)、またはパートナーシップ会社として登録されている場合 (法律第 59 条に基づいて登録されている場合)

パートナーシップ法、1932 年)または有限責任パートナーシップ (有限責任法に基づく)  
インドではパートナーシップ法、2008 年)。そして

b)設立/登録日から最長 7 年間。ただし、バイオテクノロジー分野のスタートアップの場合は、設立・登録の日から最長10年間となります。そして

c)設立/登録以降のいずれかの会計年度の売上高が250 億ルピーを超えていない場合。そして

d)製品、プロセス、サービスの革新、開発、改善に取り組んでいる場合、または雇用創出や富の創出の可能性が高い拡張可能なビジネス モデルである場合。

ただし、既存の事業の分割または再構築によって設立されたそのような事業体は考慮されません。

## ‘Startup’

e)スタートアップは Uttar に登録する必要があります  
ブラデシュ州

9.インキュベーター:インキュベーターは、プラグ アンド プレイ施設、会議/会議室/オフィス スペース、共有管理サービス、高速インターネット アクセスなどを提供することでスタートアップをサポートする責任を負います。また、インキュベーターはスタートアップにメンターのようなサービスも提供します。、可能な限り州/中央政府と協力して、トレーニング、資金提供、法律サービス、会計サービス、技術支援、ネットワーキング活動、マーケティング支援、高等教育リソースへのリンクなどを提供します。

10. IT シティ: IT シティには、処理エリアと非処理エリアとしてほぼ 60:40 の比率で使用される 100 ~ 500 エーカーの土地が必要です。処理エリアはITなどのITユニットのみで構成されます。

companies, BPO’s, KPO’s etc. The non-  
処理エリアには、住宅施設、公共事業所/施設/商業エリア、教育、

## ヘルスケアとオープンスペース

11. IT パーク: IT パークは、最小床面積約 15,000平方メートルで建設されます。当該敷地内に公益事業所や施設が含まれる場合と含まれない場合があります。IT アクティビティに割り当てられる領域は、割り当て可能な領域の 75% である必要があります。IT パークには、光ファイバー接続、ブロードバンド接続、Wi-Fi アクセス、ビデオ会議施設など、IT シティと同様の技術インフラストラクチャのほとんどが含まれています。IT パークは、エリア全体が主に IT 活動に特化したIT シティのサブセットです。

情報技術学科と

エレクトロニクス、ウツタル プラデーシュ州政府と

UP Electronics Corporation が政策実行ユニット (PIU)  
のノード機関として

住所: 10-Ashok Marg, Lucknow-226001電話番号:

0522-2286808,2286809,2286812電子メール:

[info@itpolicyup.gov.in](mailto:info@itpolicyup.gov.in)ウェブサイト: \_\_\_\_\_

[itpolicyup.gov.in](http://itpolicyup.gov.in) \_\_\_\_\_